

# 1 令和7年度指導監査について

## (1) 令和7年度における集団指導及び運営指導について

令和7年度の集団指導及び運営指導については、厚生労働省の通知に基づき、下記の対応とします。

### ① 集団指導

市ホームページに資料を掲載することをもって、集団指導の実施とします。

なお、事業者の皆様には、資料を確認した旨の報告書をいただくことにより、実施（出席）確認を行います。

※必ず、全ての資料に目を通したうえでご報告ください。

### ② 運営指導

感染症等の防止対策を図る（体調管理等を行う）とともに、事業所等の皆様方へ影響を最小限に抑えることができるよう、必要最低限の項目について確認等を行います。

※ただし、運営状況や記録の整備状況等によっては時間要することがあります。

# 1 令和7年度指導監査について

## (2) 運営指導の実施方針

### 【令和7年度の運営指導対象事業所の選定方法】

- 概ね、3年に1度（障害者支援施設は原則1年に1度）の頻度で実施  
※ただし、障害者支援施設は、一般監査（運営指導）にて特に運営上の問題が無いと確認された場合は、3年に1度の頻度により行う場合があります。
- 指定後、半年から1年程度経過した事業所
- 過去の運営指導等の状況を踏まえ、継続的な確認が必要と判断される事業所
- 利用者等から情報提供や苦情等があり、特に必要と判断される事業所
- 他、特別な事由により運営指導を行う必要があると思われる事業所

本市の選定により、全ての事業所が運営指導の対象となる可能性があります。

# 1 令和7年度指導監査について

## (3) 事前通知のない事業所訪問の実施

現在、事業所等における日常の様子を伺うために、事前通知なしに事業所等を訪問することを検討しています。

これにより、日常的な利用者支援、記録の整備及び従業員の配置状況等を確認することによって、更なるサービスの質の向上を図るとともに不正の防止を図り、適正な運営に繋げていただくことを目的とします。

事業者の皆様におかれでは、当趣旨をご理解いただき、訪問の際には利用者の支援に支障がない範囲で、可能な限りご対応をお願いすることとなりますので、ご協力をお願いします。

#	サービス	法的根拠
1	障害福祉サービス 障害者支援施設	障害者総合支援法第10条
2	地域相談支援	障害者総合支援法第10条
3	特定相談支援	障害者総合支援法第10条
4	障害児相談支援 障害児通所支援	児童福祉法第57条の3の2